

## 3-7-5 手すり

1. 階段には、高さが80～85cm、60～65cm程度である二段の手すりを両側に接続して設けることとする。なお、手すりの外径は4cm程度とし、壁面から5cm程度離して設置することが望ましい。【解説1】
2. 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けることとする。点字による表示方式はJIS T0921の規格にあわせたものとする。また、手すりの端部は衣服の引っかかり等がないように処理する。【解説2】

## 【解説1】

高齢者や身体障がい者等の利用に考慮し、手すりは図3-7-3に示すように二段式（80～85cm、60～65cm）とし、利き手、昇降方向に応じて左右どちらでも利用できるように配慮し、両側に連続して設置する。

なお、手すりは、図3-7-4に示すように外径4cm程度とし、壁面から5cm程度離して設置することが望ましい。また、階段の終端部から水平区間へ60cm程度（高齢者の平均的な1歩幅）延長することが望ましい。

## 【解説2】

手すりの端部では、点字によってその通路の方向や現在位置等を案内し視覚障がい者の円滑な移動を図る。なお、点字にはその内容を文字で併記することが望ましい。

また、端部の処理は、写真3-7-2のように下方に滑らかに屈曲させるなどして、衣服の引っかかりを防止するとともに、その箇所が終端部であることが認識できるようにする。

斜路付き階段の斜路部分を幅員端部に設けた場合、手すりの利用に支障があるため、幅員中央に手すりを設けることを検討する。

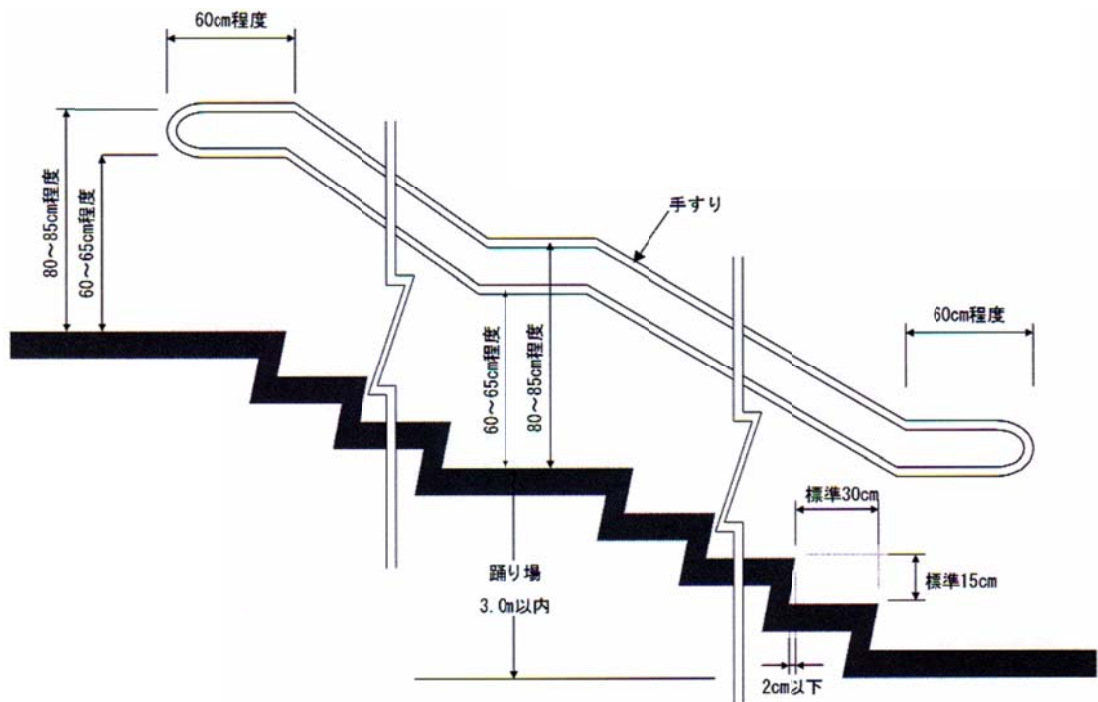


図3-7-3 階段の構造と手すりの設置例

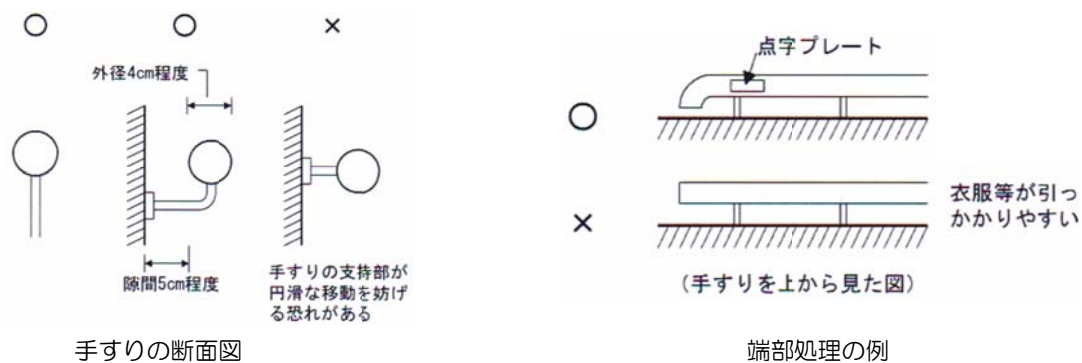
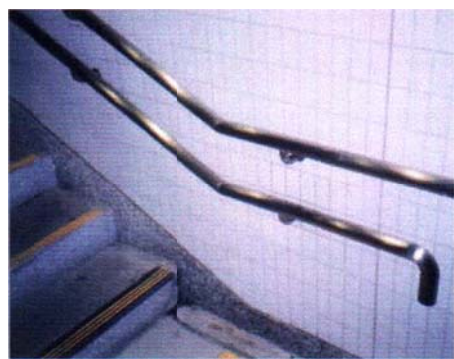


図3-7-4 手すりの設置詳細



端部処理の例 (その1)



端部処理の例 (その2)

写真3-7-2 手すりの設置事例